

2010

ワールド・ツーラーバイシクル・レース



レギュレーション

WSR組織委員会

目 次

| | | | |
|---------|---------|--------|---------|
| 《 総 則 》 | | 4 | |
| 第 1 条 | 大会名称 | 第 7 条 | 後援 |
| 第 2 条 | 開催主旨・理念 | 第 8 条 | 協賛 |
| 第 3 条 | 主催 | 第 9 条 | 大会組織図 |
| 第 4 条 | 主管 | 第 10 条 | 大会役員 |
| 第 5 条 | 開催期日 | 第 11 条 | 事務局の連絡先 |
| 第 6 条 | 開催場所 | | |

◆◇ ワールド・ソーラーバイシクル・レース ◇◆

| | | |
|----------------|---------------------------|---|
| 《 競技規則 》 | | 7 |
| 1. プログラム | 15. チームの代表者及びライダーズ・ミーティング | |
| 2. 大会名称 | 16. 計時 | |
| 3. 主催 | 17. 成績 | |
| 4. 主管 | 18. 失格 | |
| 5. 日程及び開催地 | 19. 抗議 | |
| 6. 参加資格 | 20. 遵守事項 | |
| 7. 参加車両 | 21. 損害の補償 | |
| 8. 参加手続 | 22. 賞典 | |
| 9. 競技の種類 | 23. 競技の中止 | |
| 10. コース等の変更 | 24. 保険 | |
| 11. 競技の選択 | 25. 肖像権 | |
| 12. 競技の方法 | 26. 信号旗 | |
| 13. 公式車両検査 | 27. その他 | |
| 14. 競技番号（ゼッケン） | | |

| | | |
|-------------------|--------------------|----|
| 《 車両規則 》 | | 13 |
| 1. ソーラーバイシクル | 11. 電気配線 | |
| 2. 車両区分 | 12. 使用電圧 | |
| 3. 車両の主要規定及び寸法 | 13. ブレーキ | |
| 4. 車両重量 | 14. ライディング方式（スタイル） | |
| 5. 乗員人数 | 15. 安全対策 | |
| 6. ライダー体重 | 16. 操舵時干渉 | |
| 7. 車輪数 | 17. その他の装置 | |
| 8. ソーラーパネルの寸法及び出力 | 18. ゼッケン | |
| 9. 主要蓄電池 | 19. その他 | |
| 10. 電動機の種類及び出力 | | |

| | | |
|------|-------|----|
| 参加要項 | | 18 |
|------|-------|----|

總 則

《総 則》

第 1 条 大会名称

本大会を『ワールド・ソーラーカー・ラリー』（略称『W.S.R.』）と称する。

第 2 条 開催趣旨・理念

- 1) 太陽（ソーラー）のクリーン・エネルギーの開発と活用の促進を図るとともに、次代を担う若者たちにロマンと夢を、そしてエンジニアに技術実験の場を提供する。
 - 2) ソーラーエネルギーの有効性・可能性を広く全国・全世界に情報発信し、環境・エネルギー問題への関心を高める。
 - 3) 美しい地球を守り次世代に引き継ぐため、共通の目的に取り組む仲間（太陽とともにだち……）の輪を更に大きくする。
- 2 メ ー ン ・ テ ー マ 『クリーン・エネルギーの探求とニューテクノロジーの挑戦』
- 3 キャッチ・フレーズ 『太陽とともにだち……』

第 3 条 主 催

『ワールド・ソーラーカー・ラリー組織委員会』（以下『組織委員会』と称す。）
（会長：秋田大学名誉教授 能登文敏）

第 4 条 主 管

NPO 法人「クリーン・エナジー・アライアンス（Clean Energy Alliance）」

第 5 条 開催方式

クリーン・エナジー・コンペティション（C・E・C）方式とする。

第 6 条 開催期日

- 『ワールド・ソーラーバイク・レース』

| | |
|--------------|---------------------|
| 2010年8月7日（土） | 最高速度コンテスト |
| 2010年8月8日（日） | カテゴリーA・B 100km マラソン |
| | カテゴリーS 耐久ラリー |

- 『ワールド・ソーラーカー・ラリー』

2010年8月10日（火）～8月12日（木）

第 7 条 開催場所

本大会は、秋田県『大潟村ソーラースポーツライン』（1周 25.000 km）において開催される。

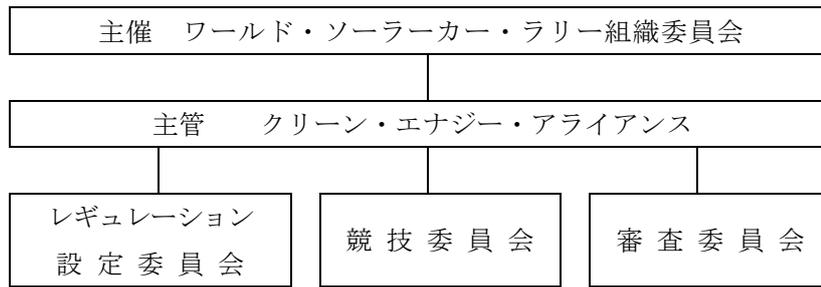
第 8 条 後 援（予定）

秋田県、大潟村、日本太陽エネルギー学会、NPO 法人 環境あきた県民フォーラム ほか

第 9 条 協 賛（予定）

主旨に賛同する企業、機関、団体 など

第10条 大会組織図



第11条 大会役員

別途役員名簿による。

第12条 事務局

事務局を、NPO 法人「クリーン・エネルギー・アライアンス」内に置く。

〒010-0445 秋田県南秋田郡大潟村字中央1-17 村民センター内

TEL/FAX : 0185-45-3339

E-mail : wsr@ogata.or.jp

ワールド・ソーラーバイシクル・レース

《競技規則》

1. プログラム

| | |
|------------|--------------------------------|
| 2010年6月30日 | エントリー締め切り |
| | 太陽電池、バッテリーのデータ入力締め切り（Web登録） |
| | データシート提出は入村受付時提出可 |
| 2010年8月7日 | 入村受付・車両検査 |
| 2010年8月7日 | 15:00～17:00 最高速度コンテスト |
| 2010年8月8日 | 10:00～15:00 カテゴリーA・B 100Kmマラソン |
| | カテゴリーS 5時間耐久ラリー |

2. 大会名称

『ワールド・ソーラーバイシクル・レース』

3. 主催

『ワールド・ソーラーカー・ラリー組織委員会』（会長：秋田大学名誉教授 能登文敏）

4. 主管

NPO法人「クリーン・エナジー・アライアンス（Clean Energy Alliance）」

5. 日程及び開催地

本大会は2010年8月7日から8日までの2日間、秋田県『大潟村ソーラースポーツライン』（1周25km）において開催される。

6. 参加資格

チームメンバーは2人以上で構成され、競技当日に、代表者は20才以上、ライダーは中学生以上であること。

未成年の参加者については親権者の承諾を必要とする。

7. 参加車両

(1) 本大会におけるソーラーバイシクルとは、太陽電池（0.15㎡以上）により得られるエネルギーで推進する装置を装備しているものとする。

(2) 本大会においては下記のクラス区分とする。(車両規則参照)

| カテゴリー | 適 用 | クラス分け |
|-------|--|--|
| A | 市販自転車に大会公認の太陽電池及び蓄電池を搭載したもの。改造は以下の基準の範囲内とする。 ・車両が規定の寸法内に収まる。 ・フロントカウル等は規定の範囲内で装備できる。 | クラスはライダーの年齢・性別により 1. ジュニアクラス：18才以下 (男性のみ・男女混合) 2. オープンクラス：19才～49才 (男性のみ・男女混合) 3. シニアクラス：50才以上 (男性のみ・男女混合) 4. レディースクラス：13才以上 (女性のみ) に区分する。 |
| B | 以下の基準にそって自由に製作・改造したもの。 ・車両が規定の寸法内に収まる。 ・搭載された太陽電池の1セル毎の面積の総和(セル間ギャップは含まない)が1.2㎡以下である。 ・搭載する蓄電池の種類ごとの最大重量は、 1) 銀亜鉛、新開発の蓄電池：2.6kg 2) 小形制御弁式鉛(市販品)：8kg 3) ニッケル・亜鉛：4.8kg 4) ニッケル・水素、ニッケル・鉄：6.4kg 5) ニッケル・水素：4.6kg 6) リチウム・イオン：2.4kg とする。 ・フルカウルの装備も可とする。 | ただし、年齢の混成チームはオープンクラスとする。 カテゴリーBは、運転免許証所持者(原付も可)に限る。 |
| S | ソーラーエネルギーで走行するもの。 ・車両が規定の寸法内に収まる。 ・搭載された太陽電池の1セル毎の面積の総和(セル間ギャップは含まない)が1.2㎡以下である。 ・搭載する蓄電池を小形制御弁式鉛蓄電池(市販品)に制限し、最大重量は1.4kgとする。 ・フルカウルの装備も可とする。 ・人力動力装置は不可とする。 | クラスはライダーの年齢により 1. ジュニアクラス：18才以下 2. オープンクラス：19才以上 に区分する。 ただし、年齢の混成チームはオープンクラスとする。 |

8. 参加手続

(1) 提出書類

- ①参加登録書 ②ライダー登録書 ③チームメンバー表
④車両仕様書 ⑤参加承諾書(未成年の場合)

(2) 参加登録は Web 登録とする。(参加要項参照)

(3) 参加料

1) カテゴリーA・B

クラス別関係なく 20,000円

2) カテゴリーS

クラス別関係なく 25,000円

(4) 提出書類と参加料の受領をもって参加登録完了とする。

(5) 参加受付は2010年6月10日より2010年6月30日までとする。

(6) 申込期限(2010年6月30日)内にエントリーを取り消した場合、参加料は払い戻すものとする。期限以後の取り消しの場合、参加料は払い戻しをしない。

9. 競技の種類

- (1) 最高速度コンテスト : 全カテゴリー対象
コース内の所定区間（助走区間200m、計測区間100m）を走行し、計測区間における平均速度を競う。
- (2) マラソン : カテゴリーA・B対象
周回コース（1周25km）を4周走行し、所要時間を競う。
- (3) 耐久ラリー : カテゴリーS対象
周回コース（1周25km）を走行し、5時間以内での周回数を競う。

10. コース等の変更

天候の状況によりコース及び競技方法を変更することがある。

11. 競技の選択

- (1) 各チームは、最高速度コンテストのみ、マラソンもしくは耐久ラリーのみ、または両方の競技に出場することができる。
- (2) 審査委員会は保安上の理由により、参加者に対して競技の出場を認めない場合がある。

12. 競技の方法

(1) 最高速度コンテスト

- ①全カテゴリーを対象とする。
- ②車両の性能を競う競技である。
- ③コース内に設定されたコンテストゾーンで行う。
- ④スタートは各チーム毎に行い、スタート合図後、ただちにスタートできない車両または何らかの故障がある車両は、最終競技車両の走行時間までに走行可能となった場合、競技に復帰できる。
- ⑤スタートラインから助走区間（200m）を走行した後、計測区間（100m）を走行し、その計測区間における所要時間より計算した平均速度の速い順に優勝・2位・3位となる。

(2) マラソン

- ①カテゴリーA・Bを対象とする。
- ②1周25kmのコースを4周走行し、所要時間の短い順に優勝・2位・3位となる。
- ③コースを走行中はサインボードや信号などの指示を守り、安全に走行しなければならない。
- ④コース内には制限速度及び追い越し禁止区間を設ける場合がある。
- ⑤コントロールアーチ手前を駐停車禁止とし、やむを得ず停車する車両は、最左側車線に設けられた一時待避レーンに停車し充電などによる回復を待つことができる。
- ⑥ライダーは1～4名で構成するものとする。
競技中のライダー交代は、登録されたライダーの範囲内で、ピットにおいてのみ、自由に行うことができる。
- ⑦走行中に疲労を感じたり、気分の悪くなったライダーは、他のライダーの走行の邪魔にならないコース脇に車両を停めて回復を待つよい。
- ⑧スタートは原則として最高速度コンテストの成績順とし、最高速度コンテストに出場していないチームは抽選によりスタート順を決める。
スタート合図後、ただちにスタートできない車両は予定時刻にスタートしたものとする。
- ⑨走行は、人力とソーラーエネルギー及び蓄電池エネルギーをうまく配分して行き、各ライダー及び各車両の性能に見合った速度で完走する。
- ⑩競技時間は4時間とする。ただし、競技意欲の認められないライダーや、疲労による事故が懸念されるライダーには競技停止を指示する場合がある。

⑩リタイアする場合、近くの競技役員にその旨を告げ、車両を競技の支障をきたさない場所へ移動し、競技役員による搬送の指示を待つ。

(3) 杯耐久ラリー

①カテゴリーSを対象とする。

②1周25kmのコースを周回し、規定時間内に走行した周回数の多い順に優勝・2位・3位となる。

競技は、14:00でピットロード出口を閉鎖し、これ以降新たな周回に入ることはできない。15:00をもって競技終了とし、これまでに完了している記録をもって公式走行記録とする。同一周回数の場合は、先にゴールした方を上位とする。

③コースを走行中はサインボードや信号などの指示を守り、安全に走行しなければならない。

④コース内には制限速度及び追い越し禁止区間を設ける場合がある。

⑤コントロールアーチ手前を駐停車禁止とし、やむを得ず停車する車両は、最左側車線に設けられた一時待避レーンに停車し充電などによる回復を待つことができる。

⑥ライダーは1～3名で構成するものとする。

競技中のライダー交代は、登録されたライダーの範囲内で、ピットにおいてのみ、自由に行うことができる。また、同一のライダーが継続して3時間以上の乗車をした後、新たな周回に入る場合は、各チームのピットにおいて20分以上休憩しなければならない。

⑦走行中に疲労を感じたり、気分の悪くなったライダーは、他のライダーの走行の邪魔にならないコース脇に車両を停めて回復を待つよい。ただし、競技意欲の認められないライダーや、疲労による事故が懸念されるライダーには競技停止を指示する場合がある。

⑧スタートは原則として最高速度コンテストの成績順とし、最高速度コンテストに出場していないチームは抽選によりスタート順を決める。

スタート合図後、ただちにスタートできない車両は予定時刻にスタートしたものとする。

⑨走行は、ソーラーエネルギー及び蓄電池エネルギーの配分で行い、各ライダー及び各車両の性能に見合った速度で完走する。

⑩リタイアする場合、近くの競技役員にその旨を告げ、車両を競技の支障をきたさない場所へ移動し、競技役員による搬送の指示を待つ。

13. 公式車両検査

(1) 競技に参加する全ての車両は、指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査を受けない車両は競技に出場できない。

(2) 競技に参加する全ての車両は、車両規則に基づく項目毎にその適合の確認を受けなければならない。

(3) 競技長より車両の修正を命じられ時間内に行えない場合は、競技に出場できない。

(4) 車両検査終了後は車両規則に定めた内容に関して変更してはならない。

(5) 競技終了後、成績発表まで車両を指定場所に保管する。また、入賞対象車両は再び車両検査を受けなければならない。

14. 競技番号（ゼッケン）

各競技車両の車検終了時に車両用のゼッケンが与えられる。（車両規則第18条参照）

15. チームの代表者及びライダーズ・ミーティング

チームの代表者及びライダーは、必ず大会競技委員会が実施するミーティングに参加しなければならない。

16. 計 時

- (1) 最高速度コンテストは計時の単位として10分の1秒まで記録する。
- (2) マラソン及び耐久ラリーは計時の単位として秒まで記録する。
- (3) 計時結果は各競技終了後に掲示し、30分間の暫定の後、正式結果となる。

17. 成 績

- (1) 最高速度コンテストは、カテゴリー毎の平均速度の速い順にその栄誉を表彰する。
- (2) マラソンは、カテゴリー別クラス毎の所要時間の短い順にその栄誉を表彰する。
- (3) 耐久ラリーは、クラス毎の周回数の多い順にその栄誉を表彰する。

18. 失 格

次のような場合、失格を命ずる場合がある。

- (1) 故意に虚偽の申し出をした場合。
- (2) 自力で走行不能となり、競技の執行に支障をきたした場合。
- (3) 競技役員の指示に従わなかった場合。

19. 抗 議

- (1) ライダーは自分が不当に処遇されていると判断した時は、これに対して抗議することができる。
- (2) 抗議は、抗議の対象となる事由を具体的に記述した文書で競技長に提出しなければならない。
- (3) 抗議の申し出は、競技に関するものは申し出者のゴール後30分以内、また成績に関するものは暫定成績発表後30分以内とする。
- (4) 抗議に対する裁定は、審査委員会より口頭で当事者に通告される。

20. 遵守事項

- (1) チームメンバーは、競技運営上のあらゆる規定、大会競技役員の指示に従い、常に明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、『大会組織委員会』を構成する関係機関及び大会役員、審査委員会、競技委員会の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。
- (2) ライダーは、他のライダーへの進路妨害、ジグザグ運転などの危険な行為をしてはならない。
- (3) 後方に追い越そうとしている競技車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲って追い越しさせること。
- (4) 先行車に追いつき、それを追い越そうとする場合、ライダーはベルまたはクラクションなど（形式は問わない）を使い、先行車のライダーにその意思を伝えること。また、先行車のライダーがその合図に気付かない場合があることを十分承知し、安全に走行しなければならない。

21. 損害の補償

各チームは、事故・損失により損害が生じた場合、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。また主催者及び大会役員、大会競技役員、並びにコース施設管理者が一切の損害補償の責任を免除されていることを承知していなければならない。

22. 賞 典

別に定める。

23. 競技の中止

次のような場合、ライダーの安全を考え、競技を中止することがある。

- (1) 強風の場合。
- (2) 豪雨の場合。
- (3) 災害によりコースが使用不能の場合。
- (4) その他、競技委員会が競技の開催が不可能と判断した場合。

24. 保 険

ライダーは各自の負担により所定の保険に加入しなければならない。

25. 肖像権

各チームは、ソーラーエネルギーの普及及びソーラーバイシクル・レースの広報活動のためにテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等におけるライダー及び車両の肖像権を大会組織委員会に提供するものとする。

26. 信号旗

信号旗は、スタート旗（大会旗）、競技終了旗（チェッカーフラッグ）、赤、黄の4種類を使用する。

27. その他

- (1) 本競技規則に記載されていない競技に関する細則及び指示事項は、文書によって通知する。
- (2) 本競技規則の解釈についての疑義は審査委員会が判定する。
- (3) 本競技規則は主催者の都合により変更される場合があり、文書によって通知する。

《車両規則》

1. ソーラーバイシクル

本大会におけるソーラーバイシクルとは、太陽電池（0.15㎡以上）により得られるエネルギーで推進する装置を装備しているものとする。

足漕ぎ等による人力推進装置を装備することも可能である。（カテゴリーSを除く。）

2. 車両区分

競技車両は以下のカテゴリーに区別する。

| カテゴリー | 適 用 |
|-------|---|
| A | <p>市販自転車に大会公認の太陽電池及び蓄電池を搭載したもの。 改造は以下の基準の範囲内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両が規定の寸法内に収まる。 ・フロントカウル等は規定の範囲内で装備できる。 |
| B | <p>以下の基準にそって自由に製作・改造したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両が規定の寸法内に収まる。 ・搭載された太陽電池の1セル毎の面積の総和（セル間ギャップは含まない）が1.2㎡以下である。 ・搭載する蓄電池の種類ごとの最大重量は、 <ol style="list-style-type: none"> 1) 銀亜鉛、新開発の蓄電池：2.6 kg 2) 小形制御弁式鉛（市販品）：8 kg 3) ニッケル・亜鉛：4.8 kg 4) ニッケル・カドミウム、ニッケル・鉄：6.4 kg 5) ニッケル・水素：4.6 kg 6) リチウム・イオン：2.4 kg ・フルカウルの装備も可とする。 <p style="text-align: right;">とする。</p> |
| S | <p>ソーラーエネルギーで走行するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両が規定の寸法内に収まる。 ・搭載された太陽電池の1セル毎の面積の総和（セル間ギャップは含まない）が1.2㎡以下である。 ・搭載する蓄電池を小形制御弁式鉛蓄電池（市販品）に制限し、最大重量は1.4 kgとする。 ・フルカウルの装備も可とする。 ・人力動力装備は不可とする。 |

3. 車両の主要規定及び寸法

(1) カテゴリーA

- ①市販車両を使用し、基本骨格（フレーム構造と車輪の軸位置）を変更しない。
- ②大会公認の太陽電池及び蓄電池に関しては別に定める。
- ③全長2m40cm、全幅1m、全高1m60cm以内に収まること。
- ④改造は車両への速やかな乗降を妨げる内容であってはならない。
- ⑤空気抵抗を低減する目的と判断できるものの装備は、車両規定寸法内でかつその車両の前端から前輪の後端までの範囲内とすること。
- ⑥車両の機能部分（ソーラー駆動システムを含む）をライダー自身の体に装備してはならない。
- ⑦ライダー自身が1人で乗降でき、乗車状態で転倒しないように保持できなければならない。

(2) カテゴリーB

- ①全長3m、全幅1m20cm、全高1m60cm以内に収まること。
- ②空気抵抗を低減するために車両全体をフルカバーすることも許される。
- ③乗降のために他人の補助を受けてもよい。
- ④視界は180度確保しなければならない。

(3) カテゴリーS

- ①全長3m、全幅1m20cm、全高1m60cm以内に収まること。
- ②空気抵抗を低減するために車両全体をフルカバーすることも許される。
- ③乗降のために他人の補助を受けてもよい。
- ④視界は180度確保しなければならない。

4. 車両重量

制限なし。

5. 乗員人数

1人乗りとする。

6. ライダー体重

(1) カテゴリーA・B

制限なし。

(2) カテゴリーS

各ライダーの体重は運転用のウェアを含め70kg以上とし、70kgに満たない場合、不足分をバラストで調整する。

7. 車輪数

2輪以上とする。(1輪車は認めない。)

カテゴリーAは、利用する車両の市販時の車輪数とする。

8. ソーラーパネルの寸法及び出力

(1) カテゴリーA

- ①大会公認の太陽電池以外を搭載してはならない。
- ②ソーラーパネルに太陽光を集光するための反射板等の搭載は可能であるが、安全走行を妨げる形状(審査委員会で判断する)やガラス材の使用は禁止する。
- ③パネルは車両寸法の範囲内で、安全走行の妨げにならないように、かつ車体の一部に確実に取り付けられていること。(可動式も可とする。)

(2) カテゴリーB

- ①搭載する太陽電池は、1セル毎の面積の総和(セル間ギャップは含まない)が1.2㎡以下であること。
- ②ソーラーパネルに太陽光を集光するための反射板等の搭載は可能であるが、安全走行を妨げる形状(審査委員会で判断する)やガラス材の使用は禁止する。
- ③パネルは車両寸法の範囲内で、安全走行の妨げにならないように、かつ車体の一部に確実に取り付けられていること。(可動式も可とする。)

(3) カテゴリーS

- ①搭載する太陽電池は、1セル毎の面積の総和(セル間ギャップは含まない)が1.2㎡以下であること。
- ②ソーラーパネルに太陽光を集光するための反射板等の搭載は可能であるが、安全走行を妨げる形状(審査委員会で判断する)やガラス材の使用は禁止する。
- ③パネルは車両寸法の範囲内で、安全走行の妨げにならないように、かつ車体の一部に確実に取り付けられていること。(可動式も可とする。)

(4) カテゴリーB、Sについて、製造メーカーの仕様書は入村受付時までに提出すること。

ただし、データ入力(Web登録)は2010年6月30日までに終えなければならない。

9. 主要蓄電池

(1) カテゴリーA

大会公認の蓄電池以外を搭載してはならない。

(2) カテゴリーB

搭載する蓄電池の種類ごとの最大重量は次の各号によるものとする。

- 1) 銀亜鉛、新開発の蓄電池 : 2.6 kg
- 2) 小形制御弁式鉛(市販品) : 8 kg
- 3) ニッケル・亜鉛 : 4.8 kg
- 4) ニッケル・カドミウム、ニッケル・鉄 : 6.4 kg
- 5) ニッケル・水素 : 4.6 kg
- 6) リチウム・イオン : 2.4 kg

(3) カテゴリーS

搭載する蓄電池を小形制御弁式鉛蓄電池(市販品)に制限し、最大重量は1.4 kgとする。

(4) カテゴリーB、Sについて、製造メーカーの仕様書は入付受付時までに提出すること。

ただし、データ入力(Web登録)は2010年6月30日までに終えなければならない。

(5) その他

- ①主要蓄電池以外に補助装置等のために搭載された電池も上記の重量に含まれる。
- ②ただし、内蔵乾電池で作動する簡易速度計、灯火装置や携帯用トランシーバーの電池容量は上記の重量に含まない。
- ③パワー用コンデンサーを使用する場合は、スタート前に電荷がゼロであることの証明ができなければならない。
*パワー用コンデンサーの表現は、一般的なコンデンサー用途上の区別とは異なり、本大会においては『比較的容量の大きいコンデンサー(スーパーキャパシター等も含む)が搭載されており、走行エネルギーマネジメントの中で、一時的に走行エネルギーを担う、と判断される場合、これをパワー用コンデンサー』とする。
- ④フライホイールを使用する場合は、スタート前に回転していないことの証明ができなければならない。

10. 電動機の種類及び出力

制限なし。

11. 電気配線

ハーネスコネクタは走行の振動等で離脱しないように固定し、人が直接触れられないように被覆されていなければならない。

12. 使用電圧

制限なし。

ただし、30 V以上を使用する場合は該当箇所に高電圧で危険であることを表示すること。

13. ブレーキ

- (1) 独立した2系統以上の制動装置を装備していること。(回生式ブレーキを除く。)
- (2) 時速30 km/hから2.2 m以内に停止できなければならない。

14. ライディング方式(スタイル)

- (1) 車両は安全かつ安定して作動する操舵機構を装備していること。
- (2) 操舵輪は前輪とする。

(3) 走行時、左右どちらかもしくは両足の爪先がサドルの後端部よりも前にあること。

15. 安全対策

(1) ライダーは自転車による走行競技に適した上下の服装、かつ運動靴または同等以上のシューズ及びグローブを着用すること。

また、ライダーは、肘パットを着用すること。ただし、3輪以上、もしくはフルカウルの車両の場合は、肘パットを不要とする。

(2) ライダーは次による規格品のヘルメットを着用すること。

1) カテゴリーA : 自転車競技用

2) カテゴリーB : 原則としてJIS規格(級種は不問)以上の2輪または4輪用とする。ただし、発汗やボディ形状などの条件で、ライダーの安全を確保するために他の競技用ヘルメットの使用を希望する場合、安全基準を満たしている物に限りこれを認める。ただし、この判断は競技長が行い、抗議は認めない。

3) カテゴリーS : JIS規格(級種は不問)以上の2輪または4輪用とする。

(3) バッテリーは、転倒の際車体から脱落しないように固定されていること。

(4) ベルまたはクラクションを装備すること。(形式は問わない。)

(5) バックミラーの装備 : ライダーが正常なライディングの状態、アイポイントから1.2m後方の、真後ろから左右2mまでの間に置かれたパネルに書かれた数字が確認できるバックミラーを装備していなければならない。

(パネルの高さ: 1m以下 パネルの大きさ: 30cm×30cm)

(6) 競技車両の安定性に支障があると競技委員会が判断した場合、改善もしくは出場停止を命ずることがある。

16. 操舵時干渉

フル操舵時(左右とも)に操舵部分、操舵輪がライダー自身や装備と干渉しないこと。

17. その他の装置

(1) スピードメーターを装備すること。

(2) 通信機を使用する場合、国内の無線関係法規を遵守すること。

18. ゼッケン

車両側面の視認性の良い場所に車両用ゼッケンを装着すること。(一辺20cmの正方形を予定)

19. その他

(1) 本車両規則に記載されていない事項については文書によって通知する。

(2) 本車両規則の解釈についての疑義は、審査委員会が判定する。

(3) 本車両規則は競技運営の都合により、審査委員会により変更される場合がある。

20. 付則

この規則は、2010WSR大会『ワールド・ソーラーバイシクル・レース』に適用されるもので、平成22年6月1日より施行される。

尚、クリーン・エナジー・コンペティション方式で開催された場合はクリーン・エナジー・コンペティション特別実施要項を優先するものとする。